

アクション・プランを実現するための提案

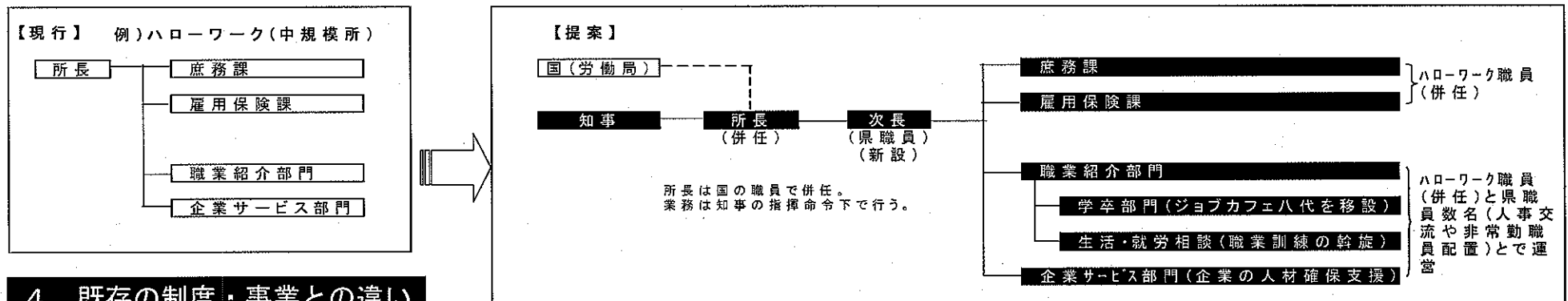
1 提案の概要

- ハローワークの全面移管に向けた課題等の抽出を行うために特区提案を行う。
- 県内にある10ハローワークのうち、1箇所から数カ所のハローワークで、全ての業務を県に移管。
 - ・ハローワークの業務に係る国の職員は、地方公務員との併任により、県知事の指揮命令下で業務を行うこととする。
 - ・なお、スムーズな事務移管を図るため、県職員を次長として配置するとともに、ハローワークの職員と県職員数名を人事交流させる。
- 雇用保険制度は全国単位で維持し、給付条件は国が法令等で定めるとともに、今回のハローワークの業務推進に係る人件費、その他の必要経費は、国が財源措置を行うものとする。

2 提案の理由

- ・二重行政の解消による利用者の利便性向上とコスト削減。
- ・就職に加え、住居・生活・福祉等の総合的な支援のワンストップ提供が可能。
- ・市町村等と連携した求職者のニーズにあったきめ細やかな支援の実施が可能。
- ・産業人材育成、企業の人材確保支援、新産業育成などと一体化した雇用政策の展開、学校教育との連携強化が可能。

3 具体的な業務・組織



4 既存の制度・事業との違い

- ・本提案により、職業訓練の斡旋や生活資金の貸付制度等の紹介、県営住宅の優先入居、カウンセリングなど、求職者が必要とするサービスの総合的な提供ができる。
- ・県が行っている中小企業向けの人材確保や育成、金融対策、経営革新・販路拡大支援や、国の新規雇用・雇用維持への助成を一体的に行うことができ、経営と雇用の両面から支援ができる。

【関係法令】

○ 総合特別区域法（H23 通常国会にて審議中）

○ 厚生労働省設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 97 号）

第 23 条第 1 項、

「都道府県労働局の所掌事務（前条第一項の規定により労働基準監督署に分掌された事務を除く）の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所を置く。」

第 24 条

「厚生労働大臣は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。」

○ 雇用対策法（昭和 41 年 7 月 21 日法律第 132 号）

第 2 条

「職業紹介機関」は公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む）と同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者と定義されている。

○ 職業安定法（昭和 22 年 11 月 30 日法律第 141 号）

第 1 条

同法の目的の一つが「公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと」であるとされ、同法において公共職業安定所の業務などが規定されている。

○ 国家公務員法

○ 人事院規則（昭和 27 年 5 月 23 日 人事院規則八一―二）

第 20 条～第 25 条

「併任」について規定されている。

「アクション・プランを実現するための提案」について（追加提案）

熊 本 県

1 提案の趣旨

- アクション・プランを実現するための提案については、平成23年3月31日付けで提出したところであるが、厳しい雇用情勢のなかで、ワンストップサービスを提供して、県民の利便性を向上させるために次のとおり追加提案する。

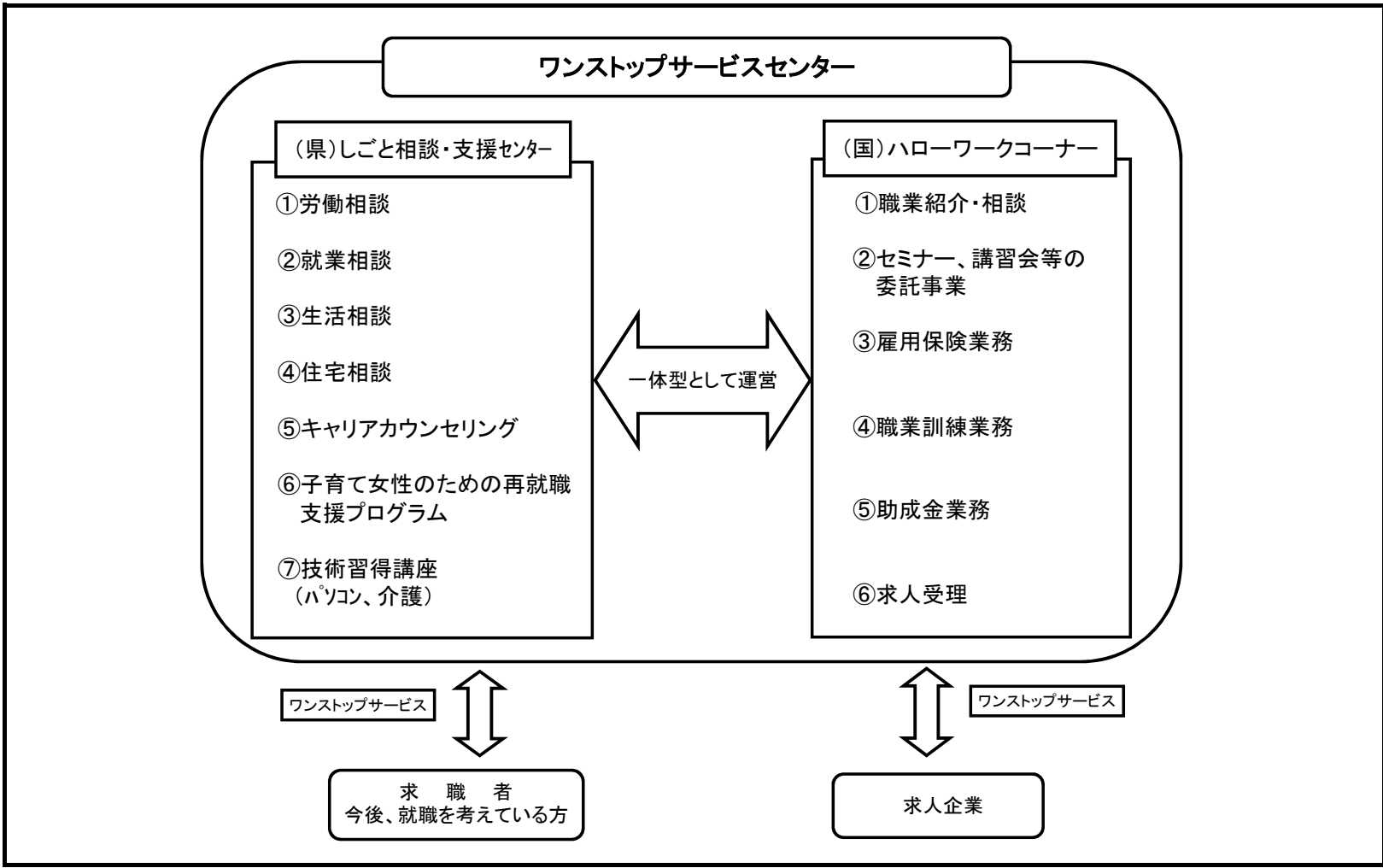
2 提案の概要

- (1) 県が「しごと相談・支援センター」で実施している労働相談、キャリアカウンセリング、技術習得講座等の就業支援業務と、国が「しごとサポート水道町」で実施している職業紹介、相談業務を同じ場所で行い、更に、雇用保険や職業訓練の相談、各種助成金等の情報提供機能を強化して、ワンストップサービスの提供を図る。（別紙図（案）の1参照）
- (2) 同一場所での実施は平成25年度以降とし、平成24年度は両施設そのまま、具体的には、「しごと相談・支援センター」では、「ハローワーク・コーナー」を設置し、職業紹介に係る業務を行う。一方、「しごとサポート水道町」では、労働相談や就業相談等を行うとともに、「職業紹介窓口」においては、雇用保険や職業訓練の相談、各種助成金の相談に係る業務を行い、それぞれの機能を補完する。（別紙図（案）の2参照）
- (3) これらの業務の運営に当たっては、国の雇用政策と県の就業支援施策との整合性を図るため、熊本労働局と熊本県による運営協議会を組織し、一体的に実施する。

3 提案実施の効果

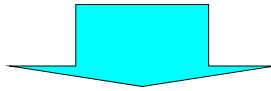
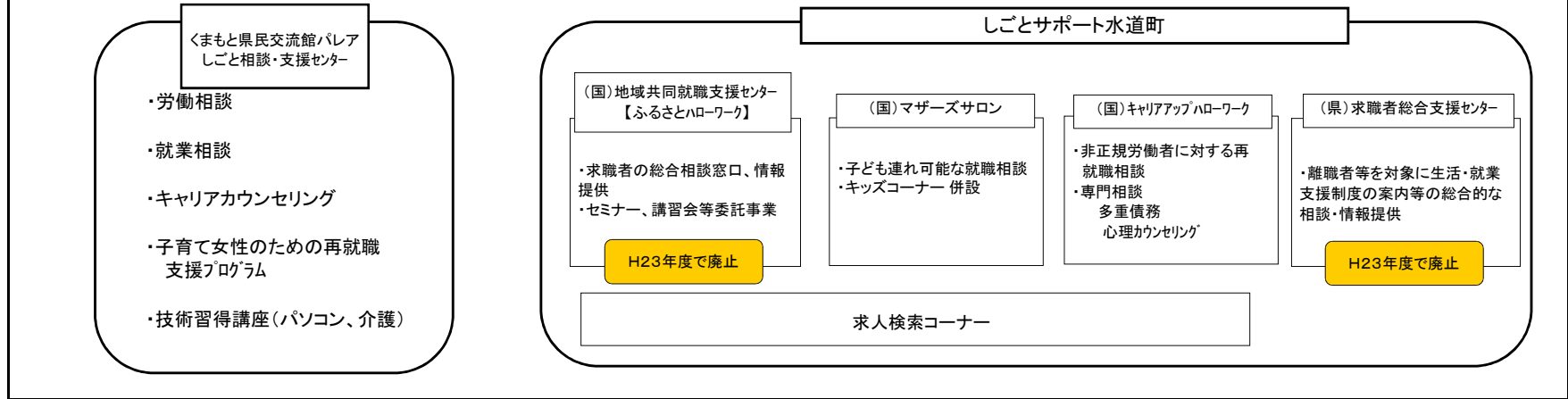
- 今回の提案により、利用者の利便性の向上を図るとともに、既に提案している「ハローワーク」を完全移管した場合の事業の円滑な実施に資することができる。
- ワンストップサービスの提供により、主に女性・中高年齢者を対象とした総合的な就業支援の実現を図ることができる。

図(案)の1



図(案)の2

現 状



提 案

